

## 経済政策の目的 (2)

小原久治

### 3 価値判断排除の科学的論拠

価値判断排除の科学的根拠については、本誌第28巻第2号、1982年11月、101-263頁、で論述しているので、ここでは割愛したい。

### 第3節 経済政策の本質目的と基本目的

「経済政策の目的」すなわち政策目的は従来からどのように議論され、論究されているのであろうか。「政策目的がより一層野心的に複雑かつ総合的になるに従い、論理的に必要な価値前提もまた複雑かつ総合的にならなければならない<sup>138)</sup>」から、ますます複雑となり、総合化を増してくる政策目的の議論や論究の発展をたどることは必要である。また、政策目的を十分に明らかにすることは、「仮設的にまた直接の勧告として政策を議論したり、政策的結論を提言したりするに当たって<sup>139)</sup>」重要なことである。さらにまた、ハスチン (T. W. Hutchison) が政策目的 (policy objectives)、目標 (aims)、「願望した結果」(desired outcomes)<sup>140)</sup>などと表現していることが、ドイツ語文献にみられる「究極目的」(Endzweck)や「本質目的」(Wesensziel)を意味するのか、あるいは単に次位目的を意味するのか否か、どの程度までそのようなことを意味するのか、ということについては、政策目的を学説史的に展望すれば、ある大体の方向と優先順位は一般に識別されるが、その細部のこととその定義については、極めてあいまいである。それだけに、経済政策の担い手、特に経済政策決定者の実践的経済政策の目的よりもむしろ政策目的に関する主な論者の理念や概念を吟味・

検討することこそ重要であり、役に立つことであると考え。この点についてはすでに、ギールシュ (H. Giersch) が論じているし、<sup>141)</sup> ハチスンはその著において「経済政策の目的：一つの歴史的展望」を論じている<sup>142)</sup> ので、政策目的に関する学説史的展望は本節では割愛せざるを得ない。

経済政策、特に一般経済政策や特殊経済政策には様々な目的があるが、経済政策それ自体の「本質目的」ないし「基本目的」はどのような理念や概念のもとで議論され、論究されているのか。それを考察する必要がある。

この節では、まず第1に、「経済政策の本質目的」について考える。第2に、「経済」ということの捉え方いかんによって異なる「経済政策の基本目的」を説明する。第3に、経済政策の本質目的ないし基本目的に関わる問題点を検討する。

## 1 経済政策の本質目的

経済政策の本質目的というものは、特定の国や時代のいかんを問わず、また国民や経済状況などの多様性いかんを問わず、常に確定している目的である。この目的は経済固有の領域を持ち、経済の本質に内在する究極目的の普遍的意味を得ようとするものである。

経済政策の本質目的は、アダム・スミス (A. Smith) 以来の学説史の展開をみても、国富の増大、社会的厚生 of 増大、国民福祉の増大であることがわかる。しかし、国民福祉の概念は文献をみても明白な一義的な概念で表わされていない。この意味で、「『国民福祉』という用語であらゆる種類の非科学的な価値判断が経済政策の陳述に紛れ込んでいる。<sup>143)</sup>

経済政策の本質目的は、ピユッツ (T. Pütz) によれば、「全国民の物的生存の永続的保証であり、換言すれば、社会生活の単位の永続的な状態の保証である。<sup>144)</sup> 国民福祉は経済の本質から生じる経済政策の目的であり、国民経済の究極目的である。国民福祉はまたあらゆる経済政策が獲得しようとする一般的な目的である。この国民福祉という用語は経済政策の本質目的の概念要素である

国民の物的生存を意味している。

それだけではない。人々の欲求充足という政策目的の現実には多数の政策手段が必要であり、その政策目的と政策手段を結びつける多元社会ないし共同社会の文化的諸条件も必要である。この意味で、経済政策の本質目的は社会生活の単位の「文化的発展の永続的な保証」<sup>145)</sup>も意味する。この点は、「経済政策の一般的な目的」を「生活と文化の現存在の維持」と定義しているフィリップovich (E. von Philippovich) の考え方<sup>146)</sup>と同意見である。つまり、経済政策の本質目的に関わる多元社会ないし共同社会の価値の規範的性格は国民福祉についても言えることである。<sup>147)</sup>国民福祉は究極目的として、存在当為として現実には十分に具現できない理想の性格を持っており、経済政策の道徳の責任ある基準となっている。

国民福祉はまたあらゆる経済政策の「本源的目的」である。この「本源的目的」とこれから派生した経済政策の「派生的目的」とは区別すべきである。国民福祉という目的には目的論的な性格があり、「優位目的」として経済政策の手段になり得るといふ特徴がある。

国民福祉の増大はまた、国民経済の生産量を最大限に増大させることであり、社会的欲求とその充足との量的隔たりを最小にすることである。<sup>148)</sup>

この国民福祉という経済政策の本質目的を具体化させるためには、「公正」、特に所得分配の公正が必要である。この意味で、国民福祉の概念には所得分配の公正も含まれている。この公正は自由、公平などととも一つ一つの社会的価値であり、その客観的構成の性格は「内在的経験」からのみ、つまりあらゆる人々の同じ価値に関する先験的知識から示された概念である。そのため、所得分配の公正に関連した国民福祉という経済政策の本質目的はある特定の歴史的状況に比例して広範にしかも客観的に実施されながら徐々に実現されている。

## 2 「経済」の捉え方による経済政策の基本目的

経済政策の基本目的については、この目的と「経済」の捉え方に関する主な

論者の見解に基づいてその理念と概念を明確にする必要があると考える。

ハチスンはその著書第4章において「『厚生』分析と政策目的」について論じている。「経済政策の原理は『厚生経済学』として知られる主題の分野で正式に取り扱われている。『厚生』経済学者、ことに純粋理論家を中心としてきた単一の政策目的は、『経済的厚生』の極大あるいはその最適として設定されてきている。これは一元論的かせいぜい二元論的な設定であって、『極大厚生』を唯一の総体的な目的あるいは基準として、国民所得の大きさ及びその分配という二つに分離できるか否かが疑わしい下位目的に依存する。『厚生』のその他の諸側面——『経済的厚生』以外の——は一般に『経済的厚生』の変化によって何ら影響を受けないか、少なくとも不利な影響を受けないと仮定されている。<sup>149)</sup>」このように、経済外的厚生以外の側面は概して考察されていない。また、ハチスンの所説によれば、旧来の経済学者は政策目的に関する論説がどの程度価値判断を持っているのであろうかという問題を考察していない。

これに反して、現代の厚生経済学者は、オーム (H. Ohm) の所説によれば、社会的効用の極大を保証するような「最も合目的な交換組織や生産組織を構成するための諸条件に関する一つの命題が経済理論の諸命題及び諸認識を目的論的意味において変形させ、修正させる<sup>150)</sup>」ことによって、経済的に望ましいものを価値判断を排除しながら決定しようとしている。

このような政策目的に関する叙述はいわば価値中立的な叙述である。このような叙述とは異なり、価値判断排除の原則を意識的に忌み避ける場合には、経済政策の最上位の客観的に拘束された目的は、経済の本質あるいは経済の「普遍的な意味」(unwandelbare Sinn der Wirtschaft) から導かれるというピュッツ (T. Pütz) の所説がある。<sup>151)</sup>ピュッツによれば、経済政策論の最もむつかしく最も優れた成果<sup>152)</sup>は、「国民経済の本源的目的」(ursprüngliche Ziele der Volkswirtschaft)<sup>153)</sup>とこれから導かれた「国民経済目的」(volkswirtschaftliche Ziele)<sup>154)</sup>と「経済外的目的設定と国民経済の本源的目的及びこれから導かれた国民経済目的と両立性<sup>155)</sup>」を決定するところに存在する。ピュッツはその本

源的目的を経済政策の「本質目的」(Wesensziel)と名づける。<sup>156)</sup> 経済政策はいつの時代にも「経済の普遍的意味や経済固有の究極目的、すなわち経済それ自体の本質に存在する究極目的を実現させよう」<sup>157)</sup>と努めるべきものであるからである。しかし、ピユッツが所得分配の公正という公理とも論理的に結びつけるものを「身体的存在の保証と共同社会(ゲマインシャフト)に対する共同生活の形成に比例した文化の発展の促進」<sup>158)</sup>として定義する「国民福祉」(Volkswohlstand)の目的は、「経済」というものの本質の中にこそ存在する。

ところが、国民福祉について論じることは合目的的ではないと考えている論者がいる。それはゼラフィーム(H. -J. Seraphim)である。ゼラフィームは人々が生存の安全性を追求し、この生存の安全性と人々の欲求及びその充足の可能性とを一致させようとする<sup>159)</sup>と考える。この見解も経済の本質目的とみなすことができる。

このように、経済政策の基本目的は経済行為の目的から導かれるであろう。このことを議論したクリューガア(R. Krüger)は、経済行為の目的は財の希少性という状態をできる限り広範囲にわたって克服することであろうという理念ないし考え方に基づいて議論している。クリューガアは、「実践的経済政策は純粋の経済学的動機から単に経済行為に影響を及ぼすものであるにすぎない」<sup>160)</sup>と考えているから、経済行為の目的から経済政策の目的は「経済的厚生ないし経済的福祉の増大を促進するところ」<sup>161)</sup>に存在すると結論づけている。その際、クリューガアは厚生ないし福祉の概念を財の希少性に基づく財の不足を克服することであると解釈する。この点について、クリューガアは「今日最も広範な諸領域の価値観のなかで経済的厚生ないし経済的福祉とその増大及び安全は、人々の行動の最上位の目的のもとでは、無造作に秩序づけられ、追求されるであろう」<sup>162)</sup>から、厚生ないし福祉という目的は経済主体が認識できる意思から導かれるであろうと考えている。

このような考え方はいかなることであるのか、またいかなることであるべきなのか。この問題を解くために科学的で客観的な解明を行おうとすれば、到底

不可能なことであるが、経済の本質目的に関して何かを解明しようとするためには、その問題を是非とも解く必要がある。この点で、何よりもまず問題となるのは、経済には果たして本質目的が存在するのか否かということである。経済には既述の本質目的が存在するという点では、先程のゼラフィームの見解とピユッツの見解は一致する。ゼラフィームは、マックス・ヴェーバーを引用して、ピユッツは科学的にしかも一般的に拘束された政策目的の設定は可能であると主張する見解をとともに否定しているからである。<sup>163)</sup>

### 3 経済政策の本質目的と基本目的に関する問題点

経済政策の本質目的を経済の本質から決定できない場合には、どうすればよいのであろうか。それが問題である。経済政策の目的すなわち政策目的は経済学的に決定できる性格のものではないとしても、経済政策の本質目的に関わる一般に認識された経済政策の基本目的について考察する必要がある。経済政策の本質目的と基本目的を把握する場合の問題点については、すでにクリューガーが次のことを明らかにしている。「経済政策の工具箱(すなわち、経済政策の諸手段)は、経済的な手段論の目的多元性に関する見解がそのままになっている場合よりも広い観点からもう一度見られるべきものであり、またその場合よりも多くのしかも包括的な事態を把握すべきものである。----(中略)----。いわゆる単なる目的を手段として認識する場合には、その目的を科学的に判断するための鍵がある。このことは上位に階序づけた目的を実現するためにはどのような手段が適合しているかによって生じる。手段の目的整合性ないし目的適合性に関する判断は上位に階序づけた目的を達成するために必要であるにすぎない。」<sup>164)</sup>

さらに、多数の政策目的の概念から唯一の究極目的の概念だけでなく、「調和」の概念<sup>165)</sup>を見つけることができるであろうか。この点にも問題点が内在していると考えられる。この場合、「調和」というのは経済政策のある特定の目的の実現が他の目的の実現に好都合に作用する場合の概念であるから、この概念は根

本的には多数の目的が同じような目的になるにすぎない。

この問題点に関連する「経済的目的」と「経済外目的」とは区別できる性格のものであると考える。経済政策の目的体系あるいは経済政策の目的目録の中にそのような目的を取り入れることによって、経済という固有の領域だけに包括される科学的経済政策ないし学問としての経済政策の対象領域が拡大されると考えるからである。

これに対して、イェール (W. A. Jöhr) とジンガア (H. W. Singer) は次のように考えている。「経済の課題がもつばら福祉の向上にあることを認める経済学者も経済生活を形成する場合に有意義である他の目的もやはり存在することを通常認める。しかし、経済学者は福祉を『経済外的なもの』(außerwirtschaftlich) とみなし、その取り扱いを国民経済学の課題から区別し、福祉が社会学者や経済政策の担い手の事物対象であるという考え方に基づいて、福祉を把握しようとする。<sup>166)</sup> また、クリューガアの表現を借りれば、「経済政策の一つの経済的目的に名称をつけることは可能であり、(実際に)合目的的であると考える論者に同意しなければならない。それによって、経済政策を用いて求める経済外的目的の設定それ自体は部門諸学科の諸研究を通じて経済政策に緊密に結びつけられる<sup>167)</sup>」ことになる。そのような目的は、オーム (H. Ohm) によれば、「『経済的なもの』(ökonomisch) として言い表わされ、経済という文化領域の中に存在する<sup>168)</sup>」と考えられている。

ピュッツは経済政策目的論について一元論的な考え方を持っているが、政策目的を決定する場合には、経済政策は国家が決定するありとあらゆる政策目的から生じるものであり、従って、経済政策は国民生活や国家活動のあらゆる非経済的領域の中に波及していかなければならないという見解を示している。<sup>169)</sup> ピュッツは経済政策というものはありとあらゆる政策の中に含まれると考えているように思われる。しかし、ピュッツが「経済政策の担い手や経済政策決定者に課せられた一般国家の政策のすべての目的ではなくて、すでに経済政策の目的としても転用される<sup>170)</sup>」ことに限定すれば、政策目的の決定はむしろ経

経済的所与性で限定されるであろう。従って、ピユッツによれば、政策目的は経済的な手段を実現させるために必要なそれぞれの政策目的ではなくて、一つの政策目的である。この政策目的がこれに対応する特定の「経済的目的」の設定を誘導するか否かは、経済的な諸見解いかんによって左右されることである。ピユッツが「経済外目的の設定と国民経済の本源的目的とこれから導かれた国民経済の諸目的とを一致させる<sup>171)</sup>」という問題を提出する場合には、あるいは、ピユッツが経済は国民福祉の極大という「最上位の目的」を持ったある固有の価値を有する文化領域であると考えられる場合には、経済的目的と経済外的目的との区別はやはり一段と明確になることである。

経済それ自体には一つの固有の目的があることをピユッツは主張している。<sup>172)</sup> この点については、経済は手段に関する一つの構成物であるにすぎないし、その目的は経済外的な性格を持つから、経済的目的と経済外目的とを区別するのは誤りであるとか、あるいは、少なくとも不必要であるという経済学者の主張とは逆のことをピユッツは考えているわけである。

ピユッツの主張に対して、イエールとジンガアは次の例を挙げて論争する。「経済は欲求充足の調達に役立つ多様な人々の行動であるが、欲求充足は人々が立てた目的の実現化以外の何物でもない。この目的は、その実現化を準備するところに設定されるから、経済の領域以外にも存在する。経済的目的と経済外的目的との区別は経済外的な性格を持つから、根拠のない議論であろう。」<sup>173)</sup>

このような論争問題において両者の中間の立場を示しているのはオームとゼラフィームのそれぞれの議論である。オームとゼラフィームはともに、経済的目的と経済外的目的との区別を推挙するが、経済政策の経済的目的の設定ということは経済的目的に関して上位に階序した目的が、しかも経済外的性格を内包する目的が、単なる手段の性格を持っているにすぎないことを認めている。

オームは次のように議論している。「経済行為とこの行為で追求された目的は人々の存在の自己目的ではなくて、手段的性格を持つことを我々は認めるであろう。従って、我々は経済行為の目的はどれか上位に階序された目的に対して



優位目的 (Vorziel) であるという命題を認容するであろう。しかし、このように認容したからと言って、経済政策の目的設定から経済外的目的設定が生じるであろうということは言えない。むしろ、我々の解釈によれば、それによって経済政策の目的設定の経済的性格を何物も変えられないのである。<sup>174)</sup>

ゼラフィームは次のように議論している。「様々な経済的目的とこれに対応する経済的諸欲求は単に下位の諸目的として存在しているにすぎない。下位の諸目的には常に個人と創造物の存在を保証するという最上位の不安定な経済的目的を設定するのに役立つ機能がある。」<sup>175)</sup>

このような見解が出てくるのは、政策目的とこれに関連する政策手段との切り離しがむずかしいというところにある。政策目的を政策的に所与と仮定し、またどの程度ある政策目的に関する政策手段がその目的を実現するために役立っているのかを判断することこそこの種の議論の課題であるが、科学的経済政策ないし学問としての経済政策にみられる周知の目的と手段のモデルは政策目的と政策手段との明確な区別が可能であると前提するところから生まれてくるものである。

一般に事物の究極状態や究極目的へ到達していく過程も価値を持つものとして評価の対象となる。他方では、ある政策目的を実現させるためには、他の目的の独立した不変の価値とともにその目的から導かれた価値を必要とするという意味で、一つの目的が存在する。この場合、この目的は一つの「優位目的」あるいは一つの「手段」を表わしている。一般に、価値観は変わらないから、目的は時の経過につれてその固有の価値を持ってくるであろうし、他の目的に適合する手段を変えさせるであろう。さらに、手段とみなされてきた変数は目的の階序を高めさせたりするであろう。この意味では、「目的と手段はそれを区別する線が永続的に高められたり、低められたりする共通の価値階序 (Werthierarchie) の構成部分として示される。経済はその状態を単純に「所与」と仮定することはできない。」<sup>176)</sup>

このような政策目的と政策手段の区別に関する論争について見解を述べてい

る論者の中でも、とりわけゲフゲン (G. Gäfgen) は次の見解のように考えている。「殆どすべての目的は他の目的に対して有益な関係(例えば、公正という社会的価値は人々に社会的満足を与える一つの分配基準ないし原則であり、他方で公正は経済的安全をも保証するところにその有益な関係がある。)の中に存在するが、次の a), b) の場合には、すなわち、a) 手段の役割は極めて漠然として未定であるから、それについて基本的な判断よりもむしろ先入観がある場合には、あるいは、b) の目的が他の目的に比べれば、単に下位の目的であるにすぎないが、その目的に真価が与えられる場合には、一つの目的——手段それ自体に対比して——を叙述することは正しいことである。<sup>177)</sup>

以上のことからみても、政策目的と政策手段を区別することについては、イエールのように、政策目的が単に政策手段とみなされることがわかる。他方では、オームやゼラフィームのように、すでに経済的目的として特記すべきものであることがわかる。

#### 第4節 経済政策の目的目録

経済政策には「本質目的」、「基本目的」のほかに、次節で説明した様々な目的がある。このことは経済政策の「目的目録」あるいは「政策目的の束」、「政策目的群」として総括的に表わすことができる。

本節では、まず第1に、経済政策の異質的な目的目録の形成要因を考える。第2に、経済政策の「主要目的」を挙げる。第3に、特に実践的経済政策における「特殊目的」を取り上げる。

##### 1 経済政策の異質的な目的目録の形成要因

広範な経済政策の「目的目録」、換言すれば、「政策目的の束」あるいは「政策目的群」、政策状況いかによって変化する場合の「政策目的の束」を策定することができる。

「政策目的の束」は様々な政策目的の複合に関しては、また何よりもまずそ

の時々個別目的の優先順位に関して時期や年数の経過とともにかなり変化してきている。この変化では、経済政策のイデオロギーの変移は一般に産業過程の進展において新しく浮上してきている諸問題を反映している。その諸問題には、経済政策の目的目録と実践とは明白に区別すべきであるという理由がある。

何が経済政策上望ましいのか。この問題に関する考え方は実践的には限定されている。いみじくもヴェルグラー (H. Würgler) が述べているように、「経済政策の目的の数は経済政策の担い手の思考力と構想いかんによって限られてくる。」<sup>178)</sup>

経済政策の「目的目録」はなぜ多種多様であるのか。この点については、比較的広範な理由がある。それは経済政策の「特殊目的」が上位に階序づけた社会政策の仮設及び経済政策の仮設を峻別できないという点にある。この点にはイエールが用いた「問題の階序」(問題ヒエラルキー)の意識がはっきりと現われているので、経済政策上個々の望ましいことに含まれる様々な価値は十分に考慮されていない。つまり、その問題の階序における各問題は常に国民経済における特定の時代に付与された諸問題の一断章を形成するものである。それと同時に、各問題は上位に階序づけた問題領域内の部分問題を表わし、再び下位に階序づけた問題も提示するものである。そのため、何が時には一つの政策目的あるいは一つの政策手段であるかは具体的な場合にはじめて言えることであって、一般的な場合には言えないことである。

一つの政策目的や一つの政策手段は比較的上位に階序づけた政策目的の実現に役立っている。この場合には、「中間目的」(Zwischenziel. この概念などは第5節で詳しく説明する。)は「政策手段ともなる目的」(instrumental goal)である。比較的上位に階序づけた政策目的が「究極目的」(Endzweck. ultimate goal)<sup>179)</sup>を表わすのに対して、政策目的あるいは政策手段は「優位目的」(Vorziel)あるいは「中間目的」の性格を表わしている。厳密に言えば、「純粹の政策目的」の性格は比較的上位に高く階序づけた政策目的の実現に役立つ政策手段になり得るものであるのに対して、「純粹の政策手段」の性格は下位に階序づ

けた側面から政策目的とみなされるものである。<sup>180)</sup>

経済政策問題の論究に当たって、何よりもまず経済の本来の対象領域には「究極目的」があり、この目的から重要な問題が生じることを認識しておく必要がある。経済政策の最上位の目的とみなされる国民福祉の極大とその促進さえも、最終的には社会政策や経済政策の目的の実現を図る一つの政策手段であるにすぎないと考えるからである。

いずれにしても、1930年代以来経済政策の多数の「目的目録」が仮定され、仮設されてきたが、経済政策の実践では、つまり実践的経済政策ではその時々や時代の時代や人々の考え方を反映した多数の「特殊目的」がある。

## 2 経済政策の主要目的

経済政策、特に実践的経済政策の「主要目的」あるいは「最上位の目的」は根本的には「国民福祉の極大」である。

経済政策の主要目的は、社会政策の視点からみれば、最高の目的ではない。このような目的は、例えば、大抵の場合「安全」と結びつく「平和」、「自由」、「公平」、「公正」などの重要な社会的諸価値や原則を明白にすることから生じるものであり、民主的な経済社会であり、多元社会ないし共同社会の現実の社会的に重要な価値や原則となっている。この種の社会政策的原則とその目的は経済政策活動には前もって与えられている。例えば、国民福祉の極大は労働時間1時間当たりの国民純生産でも定義できるが、この政策目的は「物質的自由、安全、公平及び公正を使い始める」<sup>181)</sup>ことができる。このことはまったく的を得たことである。

経済政策の「主要目的」は、特殊な方向では、国民経済あるいは超国家的経済、組織集団ないし結合の現行のあるいはできるだけ連続した「十分な供給」及び「国民の個人的物質的生存の保障」<sup>182)</sup>を意味する。

さらに、経済政策の「主要目的」について問題となることは、本質的には差異のないあらゆる経済秩序形態に対して成り立つ普遍的な目的があるのか否か

ということである。市場経済では、経済政策の主要目的あるいは最上位の目的は経済社会の発展に関わり、国民福祉の増大を促進させようとするものである。このことは経済秩序政策（別稿を参照）でも経済経過政策（別稿を参照）でも重要なことであり、経済政策の主要内容は概念的な考え方と方向づけをみれば、それらの政策内容とは異なった概念内容で満たされている。

経済政策の不変の「主要目的」には大抵の場合経済政策の多数の「特殊目的」が階序づけられている。この政策目的は計り知れないほど多数の政策目的の設定すなわち政策目的の分類の中に表わされている。その主要目的は、経済社会的にみても経済政策の「特殊目的」の設定と同等視すれば、その際立った特徴を備えていることがわかる。

多数の政策目的の存在、政策目的の設定、政策目的の分類は、本来政策目的として理想的な考え方をそのような目的設定の異なる名称を選んで明白にしていくことができる。

既述のように、経済政策の「主要目的」とはいくつかの政策目的の中で最上位に階序づけられる政策目的のことであるが、主要目的については、次の少なくとも二つの大きな問題がある。

一つの問題は、政策目的の構成の仕方は経済政策の担い手や経済政策決定者の基本理念、現実及び近接未来の中期展望、国内外の経済関係の把握いかんによって当然異なるということである。政策目的の構成は「経済政策の目的複合」に関わる重要な問題である。もう一つの問題は、政策目的は現実の経済的・社会的・政治的状況の中で誰にとっても最も望ましい政策目的でなければならないということである。このことは政策目的の形成の際に留意すべき重要な問題である。

これらの基本目的を踏まえた上で、経済政策の「目的複合の構造」（ゲフゲン）、経済政策の「目的複合の体系」（トゥーフトフェルト）の中から経済政策の「主要目的」を設定することができる。この場合、その主要目的は特定の組織集団ないし結合、つまり利益集団の利益のみを図って設定してはならないし、

いくつかの政策目的の共通概念を無視して設定してはならない。

### 3 経済政策の特殊目的

経済政策の概念に基づいて経済政策を体系的に分類した場合の概念である科学的経済政策でも実践的経済政策でも、政策目的を論究し、議論するとき、殆ど例外なく「特殊目的」を考えている。経済政策の「特殊目的」は根本的にはある特定の経済社会状況から、また直観的に把握した、あるいは現実の合理的に根拠づけた「状況分析」と「状況判断」から抽出できるものである。このような政策目的の設定の本質的特徴は経済社会状況の維持、保障、あるいは変更がなされるべきであるという点にある。そのため、特殊目的はあくまでも可変的であり、しかもその時々具体的な状況から特殊目的を設定していくことこそ重要である。この特殊目的の設定の仕方は、先進工業諸国の多元的で民主的な社会秩序や経済秩序のもとでは、特殊目的の選好の変化、現実の状況の時間的変化や物的変化を総合的に勘案して決めるべきである。

経済政策の特殊目的を考える場合には、通常多元的で民主的な社会秩序や経済秩序のもとで市場経済的諸原則を貫徹すること、工業化を促進すること、外国貿易の自由を維持することなどを前提にしている。

一般に、経済政策の特殊目的は、必ずしも一様に統一した共通のものとは限らず、政策目的全体の階序すなわち「経済政策の目的体系」において同じ目的価値を持つとも限らない。先進工業諸国では国家の実践的経済政策、経済政策の担い手や経済政策決定者が決定する政策手段とその実施で異なっている。しかし、現実の経済では特殊目的の分類から本質的で一般妥当性があり、しかも経済政策活動を原則として拘束する経済政策の特殊目的として、「経済成長」、「完全雇用」、「貨幣価値の安定」、「物価水準の安定」、「国際収支の均衡」、「公正な所得配分」、「公平で公正な税制」などを挙げることができる。

むしろこれらの「特殊目的」は折に触れて他の政策目的とも関連し、要約されており、場合によっては組み合わされている。この関連、要約、組合せにつ

いて、主な論者はどのような「特殊目的」を挙げているのであろうか。それを吟味する必要がある。

主な論者が挙げた経済政策、特に実践的経済政策の「特殊目的」は、次の表4-1のとおりである。<sup>183)</sup> 論者名の後の西暦年号は論文か著書の公刊年である。

表4-1 主な論者が挙げた経済政策の特殊目的

論者名	経済政策の特殊目的
ピュッツ (1948年)	生産性の上昇、完全雇用、市場均衡、貨幣価値の相対的安定、公正な所得分配。
オイケン (1952年)	自由、競争秩序（別稿を参照）。
ダールとリンドブROOM (1953年)	社会構成の目的としての自由、合理性、民主政治、主観的平等、安全及び進歩。
マインホルト (1955年)	所得分配と財産分配の公正、労働時間の短縮、労働の保護、労働市場の安定、各種の社会保障、景気循環の安定、経済成長の維持、経済部門の構造の改善、市場の安定、農業問題の改善、貿易の自由、運輸と交通の問題の改善。
ボウルディング (1958年)	経済的進歩、経済的安定、経済的正義、経済的自由。
セラフィーム (1963年)	生存の保障、分業原則の貫徹、経済経過の安定性、生産性の上昇、経済構造の調和、過剰勢力関係の平準化その中立化。
ホッフマン (1966年)	実質所得の極大化、所得形成の恒常化、国際経済関係の安定化。
ヴェッディゲン (1966年)	生産の経済指導、市場経済の指導、国民経済政策の組織形成と計画技法、土地利用の指導、労働の指導、資本の指導、市場の秩序。
キルシェンなど (1967年)	短期の優先順位をつけた目的（完全雇用、物価安定、国際収支改善）。長期の優先順位をつけた目的（経済成長、生産要素の合理的投入、公共の欲求の充足、所得分配と財産分配の改善、保護主義と特定の経済分野の優先権）。後位の順位をつけた目的（民間消費構造の変質、生活必需品の保障、人口の大きさと人口構造の変質、労働時間短縮）。

シャットシャーベル (1967年)	国民所得の人的分配の量的増大，経済経過特に貨幣価値と雇用の安定性，個々の経済主体や組織集団ないし結合及び国家的に組織された社会全体の経済的生存の保障，企業や家計の立場の分配の形成。
(1975年)	経済成長，完全雇用，貨幣価値ないし物価の安定，国際収支の均衡，公正な所得分配。
ツイッソ (1970年)	分配の公正，自由に扱える勢力の配分，労働の創出と労働能力の向上，進歩への参加（所得や福祉の増大），生産過程から排除された労働者の所有状態の保障，経済経過の安定化（貨幣価値の安定，国際収支の均衡，経済成長の安定），秩序維持のための競合の予防と解決。
ピュッツ (1971年)	貨幣価値の安定，国際収支の均衡，完全雇用，経済成長，公正な所得分配，最適消費構造。
ヴェルナー (1971年)	生産目的としての完全雇用と経済成長。貨幣価値の安定。機能的目的としての国際収支の均衡。国民得の公正な分配。
グフゲン (1972年)	生産目的としての①極大効率の達成（生産要素の最適投入，最適支出構造，最適生産構造），②経済進歩の追求（実質国民所得の増大，生産資源の増大）。分配目的としての①経済政策が保障に及ぼす方向，②生産資源と自然環境の維持，③経済経過の安定化（高い雇用度の安定化，内外における貨幣価値の安定化，国際収支の均衡），④経済構造の安定化，⑤個人の生活状態の保障。秩序目的としての①自由，②社会的満足，③勢力均衡。
オーム (1974年)	経済成長と経済発展の維持，景気循環の安定，雇用の安定，所得分配の公正，経済秩序の形成と維持。
プライザ (1974年)	経済成長，市場経済と景気循環の安定，所得分配と財産分配の改善，経済的発展の診断と予測。
タイヒマン (1983年)	循環の安定（物価安定，完全雇用），均衡成長，分配の均衡，決定参画。
トゥーフトフェルト (1987年)	安定目的，成長目的，構造目的。

資料：本章の注で示した主な論者の文献により作成。



## 第5節 経済政策の目的の体系化と整序

経済政策，とりわけ科学的経済政策では常に経済政策の目的を整序し，その体系化を考える必要がある。つまり，政策目的を「経済政策の目的体系」という形式で分類し，複合化し，場合によっては組み合わせることによって，政策目的を束ね，あるいは総括化し，展望することが企てられている。

様々な論者の見解によれば，経済政策の目的体系は，政策「目的の束」，政策「目的の包み」，政策「目的の複合」，政策「目的の組合せ」，政策「目的の目録」という概念表示に集約されて示されている。

この場合問題となるのは，多種多様な政策目的の種類，あるいは政策目的の分類ないし分類基準と分類の仕方である。

この節では，まず第1に，経済政策の目的体系化の可能性を検討する。第2に，政策目的の階序を検討するとともに，政策目的の分類視点ないし分類基準に従って政策目的の種類を説明する。第3に，第1，第2の視点に出てくる類別も含め，この類別を論者別に整序した代表的な文献における政策目的の慣用的類別を吟味し，それを通じて政策目的の束を把握する手掛かりを得る。

### 1 経済政策の目的体系化の可能性

「経済政策の目的体系」という問題は，相異なる種類の政策目的，政策目的の選好及び政策目的の競合などの摩擦が相互に存在するので，とりもおさず重要となる多種多様な政策目的の様々な体系化の方法を相互に把握できるか否かという点にあると考える。

#### (1) 経済政策の目的体系の構成と輪郭

経済政策の目的体系は政策「目的の束」，政策「目的の目録」などで表わされたものである。経済政策の「目的目録」には様々な目録があるが，時代の流れや経済社会の状況の変移などにつれて次第にある特定の目的目録に同化してきている。1930年代の目的目録から今日の目的目録へは経済政策の目的体系の構

造的階序的に類別した目的体系（これをトゥーフトフェルトは政策「目的のピラミッド」<sup>184)</sup>と名づける。）の樹立への道をたどっている。

この「目的体系」樹立のための様々な階序の政策目的は主要目的ないし最上位の目的である国民福祉の増大とその極大までの促進を図る政策目的であるとみなされている。これらの政策目的よりも上位に階序できるのは社会的諸価値に関わる社会政策の目的、すなわち、個人の自由、社会的公正、社会的保障、社会的満足などである。経済政策の「目的体系」、つまり経済政策の「目的ピラミッド」の頂点には「中間目的」を束ねた合目的な「究極目的」すなわち国民福祉、あるいは公共福祉、公益が設定されている。それに応じて、あらゆる政策は究極的には国民福祉の増大ないしその極大に役立つべきである。

さらに、政策目的の形式には空虚な性格がある。これらは「目的のピラミッド」の頂点へ近づけば近づくほどますます明白になる。逆に、「目的のピラミッド」の基底へ近づけば近づくほど、究極目的の経験的内容の含蓄深い設定を行う可能性はますます大きくなる。

## (2) 経済政策の担い手である国家の目的体系

経済政策の最高の担い手である国家はその時々々の政治・経済・社会情勢に応じてあらゆる「経済政策活動計画」や「経済政策構想」（別稿を参照）を細かく定めていく必要がある。

「国家の目的体系」の概念は思想上の指導像あるいは倫理的な指導像として合理的な議論やすでに反論の余地のない「経済政策の目的、原則及び方法の相互関係」<sup>185)</sup>を表わし、「経済政策の一般的な長期的に意義のある目的」<sup>186)</sup>を目指している。

その指導像について、クローテン (N. Kloten) は「社会的経済的状態の思想上のみならず、意図した秩序」<sup>187)</sup>であると定義する。「指導像の現象形態はますます極めて多様になっている。あらゆる変種が共通している。この変種は多かれ少なかれ理想的なものである。」<sup>188)</sup>しかも、「(i) (科学的認識の状態によれば、ある意図した状態が予見した短時間で実現できないであろうし、(ii) そのよう

な状態が不完全で歴史固有の発展や必然的な政策手段の課題のもとで議論の余地のない現状から導かれるであろうし、(iii) 必然的な政策手段であるが、そのほかどのような根拠から実現できないのであろうかという意味で理想的である。<sup>189)</sup>」

政策目的の概念については、その時々を経済政策の状況に注意して原則的かつ本源的に、あるいは永遠に実現しようとする「主要目的」が取り上げられている。「主要目的」は、メーラー (F. Mehler) の「形式的視点」から「分類した政策目的を解釈する場合と同様に、当該の政策目的が適宜他のいかなる主要目的も直接的な優位目的として下方に階序できないという意味で」<sup>190)</sup> 提示されている。

この「主要目的」は国家の秩序と社会秩序、経済秩序の枠組みの中で当該の経済社会のあらゆる社会経済的領域に関連する経済政策の基本目的である。その際、メーラーの「実質的視点」から分類した政策目的の解釈<sup>191)</sup>と同様に、本来の経済的視点から決定した政策目的をめぐる個々の政策目的をどのように解釈すればよいのであろうか。この点が問題となる。これらの個別目的は経済構造や産業部門間の最適要素配分、さらに経済経過の安定性、生産の成果の保証などに関連した諸目的である。また、それらの個別目的は国家的に組織した社会全体の経済的・社会的生存の保障と結びついている。前者の目的には通常経済主体の欲求充足が含まれている。後者には経済外的連携に関連する目的が仮定されている。

ピュッツはイェールに倣って政策目的の概念に関連する根本的な詳述において4種の「主要目的」を設定している。すなわち、(i) 国民取得の増大とその分配に関する目的、(ii) 経済経過の安定性に関する目的、(iii) 国民の経済的生存の保障と種類と範囲に関する目的、(iv) 所得配分の構成に関する目的である。<sup>192)</sup> この種の主要目的については、シャットハトシャーベルはピュッツの主要目的を批判的に考察し、「絶対に通用する目的」<sup>193)</sup>を挙げている。

経済政策の「主要目的」は様々な政治的・経済的・社会的・法的形態の国家

の重要な「経済政策構想」（国家の長期的指導像を表わすものである。）では経済成長、完全雇用、貨幣価値の安定、国際収支の均衡などである。「主要目的」はその時々の歴史的条件のある経済政策の実質的要素や実質的な相互関係に関連して設定した政策目的の階序において最上位に階序されているが、国家の経済政策の目的体系における政策「目的の束」という「政策目的の複合」において区別されている。この区別について、ピュッツは現代の様々な形態の国家の経済政策における典型的な目的設定の経験的研究の特徴的な事情、すなわち、(i) 広範囲にわたる同等な主要目的、(ii) 何よりもまず量的視点における内容的に不十分な決定、(iii) 政策「目的の束」の複合における諸目的の階序の区別を明示している。<sup>194)</sup>

同様に、自由、公平、公正、安全、平和、価値、秩序などのような経済政策に関連した諸価値の選好も区別できる。政策目的の重要性は経済領域を越えたいわば経済外的な諸領域における国家の政策目的に対比できる。

経済政策の重要な実質的要素には、政策手段ないし資源を意のままに処理できることも含まれている。それはまた政策目的の実現に含まれることである。

この「主要目的」には特定の「秩序原則」も含まれている。まず最初に、根本的な「調整原則」が、次いで経済社会では各種の個別経済計画が国民経済全体に調整されている。この個別経済計画の調整は、オイケン（W. Eucken）が指摘したように、中央管理経済的に（zentralverwaltungswirtschaftlich）あるいは地方分権的に（dezentralisiert）、つまり自由な市場メカニズムの中で行われている。<sup>195)</sup>「競争秩序」（Wettbewerbsordnung）<sup>196)</sup>における「調整の組織技法」には、相対的に条件づけ合った様々な意味の関連性を経済政策の主要目的と結びつける特定の秩序原則を明白にする必要がある。この秩序原則では、本質的に市場形態の構成、所有関係をめぐる国家と個別経済の関係、所有関係をめぐる国家と組織集団ないし結合の関係が問題である。<sup>197)</sup>

これらの問題とともに、経済秩序や社会秩序の構成に必要な「個人原則」や「社会原則」の理念が基本的にどのような意義を持つのかの問題である。この点

について、シャットシャーベル (H. G. Schachtschabel) は歴史的に与えられ、歴史的に得られた経済政策構想の基本形態、現代の現実の経済政策構想も批判的なより分けに委ねることを述べている。その際、シャットシャーベルはあらかじめ叙述図式、すなわち、(i) 状況分析、(ii) 政策目的、(iii) 秩序政策の原則、(iv) 経済政策の方法、(v) 合理的な相互関係、の発展によれば、多層的な物的複合を体系的に、しかも比較して表わそうとしている。

「経済政策構想」には、ギールシュ (H. Giersch) によれば、「経済政策の基本法の性格」<sup>198)</sup>がある。経済政策構想には大抵の場合明示的に自由、安全、平和、平等、公正、公平、価値、秩序などのいわば社会政策的関連価値が含まれている。この関連価値から、経済領域では経済的立場の自由で表わされる「ある特定の秩序政策の総合的決定の認識が必要である」<sup>199)</sup>という意味で条件づけた価値には特別な意義があるので、個人の社会政策的価値に対する「原則的な」立場や態度が決まってくる。

経済政策活動を構成するための理念型的意味に基づいて計画した長期的な指導像が問題であるから、「経済政策構想」の枠組みではそのような秩序政策の基本決定の提出は思想上の第一歩である。実践的経済政策では経済政策構想の「意味のある思考の創造物」<sup>200)</sup>しかも特殊な経済政策の構成課題の実践的解決を変えさせる必要がある。経済の実践における経済的社会的状況の変化は複雑で異なったものであるが、その変化につれて秩序政策の諸原則の違いはその秩序政策の目的の構成物と秩序の構成物を含めた経済主体の特別の利害状態に基づいて回避できないからである。さらに、経済政策の誘導方法に相違がある場合には、経済の機能力を最適に実現させるという意味でその機能力を保持するために、ピユッツは経済政策の方法を「その時々適用を表わす政策手段の取扱いの種類と方法、目的への道」<sup>201)</sup>に区別する。そのため、経済政策の最も合目的的な手段を経済状況に合わせて投入する問題を折出し、明らかにする必要がある。

そのような相違をあらかじめ目的指向的に検討するためには、「経済政策構

想」では「経済政策による干渉」の最も主要な方法の体系を構築すべきである。この点について、シャットシャーベルはピュッツとオームの類別に倣って、「構想整合的」(konzeptkonform)、「構想非整合的」(konzeptinkonform)、「構想中立的方法」(konzeptneutral)を区別している。<sup>202)</sup>その方法を政策目的に関連して政策手段で表わすことについては詳しく言及していない。

ここでは、むしろ「国家の目的体系」についてみれば、経済政策構想とともに、例えば、秩序政策原則構造的条件付き相違を考慮するために、「部分構想」が定められている。<sup>203)</sup>この部分構想は経済政策構想から導かれ、経済政策の特定の部分領域に重点を当てたものである。このような「部分構想」は政策目的の調和を図るべきものであるが、部門別経済政策(例。農業政策、商業政策、財政政策、金融政策、貿易政策など)だけでなく、機能的様式ないし手段の様式(例。競争政策の構想として)も考えることができる。その構想全体に経済政策の長期的指導像の根本的範疇を含める場合には、包括的な「国民経済全体の目的体系」におけるある特殊な構想の根底には「部分構想」がある。この「部分構想」には経済の構造的な部分領域あるいは機能的な部分領域の特別な尺度がある。<sup>204)</sup>

この種の部分構想は経済の当該の構造領域あるいは機能領域の特殊な関係、先例及び現象への反応を取り入れておくべきである。この点に関連して、個人や組織集団ないし結合の機能(本誌の前稿を参照)も定めている。従って、部分構想は事前に与えられた条件の枠内で、一方では経済計画ないし「組織集団ないし結合が定めた経済政策の目的体系」<sup>205)</sup>を構築することができるし、他方では経済政策の担い手や経済政策決定者はその特定の視点から包括的な目的体系における決定的な下位目的にも影響を与えている。経済政策の担い手や経済政策決定者は場合によっては国家の主要目的がいかに関連しているのかを十二分に認識しているからである。

### (3) 組織集団ないし結合の目的体系

経済政策の担い手ともなる組織集団ないし結合(別稿の第3節参照)は一般

に経済政策の目的体系における政策目的の合理的階序をどのようにして固定するかという問題を抱えている。特に、その場合の課題は組織集団ないし結合の成員が望む異なる内容の個々の目的を組織集団ないし結合の目的にいかにして統合するのかという問題点がある。この問題点ないし課題に対処するため、フィルターとみなされている組織集団ないし結合の選好構造は個々の計画の担い手すなわち成員に影響を及ぼすので、組織集団ないし結合は経済的利益の組織化を図り、成員の「意識状態」を強化している。

組織集団ないし結合に重要な経済政策の目的体系では、何が掲げられているのであろうか。それは一般に存在の保障、当該の職業状態や経済分野、組織集団ないし結合のような利益集団あるいはその時々の経済分野の経済状態の改善と擁護を求める願望などである。そのような利益集団の選好は部分目的を目指している。この選好はその利益集団が守る特定の利益状態で決定される場合が多いからである。そのため、多くの組織集団ないし結合の主要目的としては、保護、優先権及び再配分、すなわち、利益集団が結合エゴの特定の規則の遂行が明白であり、特に所得分配が結合の成員に有利に変わる短期的に有効な政策手段のための選好などが挙げられている。このことこそ利益集団の本質である。

利益集団は、競争を調整しながら市場メカニズムの作用を受ける所得の機能的分配（例。国民所得が利潤所得と賃金所得に分配されること。）に何らかの影響を及ぼそうとする<sup>206)</sup> 反面、利益集団が利益を得ようとするのは、しかも特定の計画の補助を押しつけるのはその結合エゴの目的設定ではこの目的がしばしば共同利用の議論を飾るとき、つまり、その目的がイデオロギーで飾った利害の観点を意味するとき、その目的を固定した場合、客観性の問題が現われることが多い。

これらの政策「目的の遮断」が問題となればなるほど、目的意識はますます独断的となり、一部は純粹に情緒的であり、一部は純粹に世界観に基づいている観念連合とともに、目的設定にも多様に結びついている。それとともに、潜在的な競合状態に対しては殆ど例外のない部分的利害があるので、組織集団な

いし結合がこの状況に対処するとき、政策的な勢力範囲に及ぼす範囲で実施しようとするものである。組織集団ないし結合は構造的組織的に多様に形成されているものであるが、社会的利害に拘束されず、責任を負わないことが重要である。<sup>207)</sup> そのため、組織集団ないし結合の範囲内で利害はいかにして生じるのであろうか。この問題は、換言すれば、組織集団ないし結合内の経済政策の意思形成がどのようにしてなされるのか、誰が政策目的の決定を行うのか、その際組織集団ないし結合の成員のもとで利害分野がいかにして調整されるかという問題と同じことが生じるであろう。<sup>208)</sup> さらに、組織集団ないし結合やこの成員の多様な経済的利害、経済外的利害を一般に組織的に調整できるのであろうか。この問題がどうしても生じてくる。むしろその問題を無理にでも強いられるであろう。また、今後組織集団ないし結合の目的や政策目的のどのような相互関係や結合が当該の目的体系の中に存在するのであろうか。この問題もある。

これらの組織集団ないし結合内の意思形成に関わる問題に答えるためには、別稿の第3節で説明したように、組織集団ないし結合を特定の基準に基づいて典型化する必要がある。と同時に、組織集団ないし結合の構造的尺度を意思形成の構成に関して体系化する必要がある。この必要性については次のように概略的に説明できる。組織集団ないし結合は通例意思形成のある組織（例。顧問団、委員会など）のほかに、成員の集合、幹部の人及び事務担当者で組織されていることからみれば、当面の問題設定では次の少なくとも四つの範疇ないし尺度が重要である。

① 一般的に言えば、意思形成に関する機能的な担い手の決定権能については、(i) 組織集団ないし結合の本来の主権者として成員の集団面における成員の共同作用、(ii) 誘導機関による自律決定の構成の種類と効果、(iii) 顧問団や委員会の事前的な意思形成の種類と効果、(iv) 特殊な利害のある特定の勢力の強い組織集団ないし結合が組織集団ないし結合の活動や利害の統合や代表に関する成員の集合、そのほかの意思形成機関である誘導機関に及ぼす影響の範囲などが重要な尺度となる。この例として、「経済的結合」の範囲についてみれば、



ブリュームレ (E. B. Blümle) は「自由意思で統合した個人あるいは利害を生じさせる本来の経済的利害の統合や代表である」と定義して、経済的結合の範囲を概念的に定めている。<sup>209)</sup> ブッフホルツ (E. H. Buchholz) は組合原則すなわち一人一票が成り立つ基本的な組織集団間ないし結合間の成員の集合における成員の立場について上位の結合と区別するように注意している。<sup>210)</sup>

上述の影響を受ける際に問題となるのは、成員の範囲の各個人が問題であり、組織集団ないし結合の経済的勢力あるいは社会的勢力に基づいてその全体に効果的な影響を与える非公式な組織集団ないし結合である。組織集団ないし結合の特殊な選好は組織集団ないし結合の利害擁護者として持っている役割を果たしている。

② 組織集団ないし結合の意思形成の構成のもう一つの範疇は政党による結合の「外部誘導」である。また、その他の外部の政治的・経済的・社会的勢力を持つ担い手である組織集団ないし結合と政党とその他の組織集団ないし結合以外の勢力を持つ担い手の間の強い親和力による組織集団ないし結合の「外部誘導」である。

③ もう一つの尺度は、メーラァ (F. Mehler) によれば、様々な組織集団ないし結合の中で中心的な組織集団ないし結合の枠内で組織集団内ないし結合内の意思形成における他の組織集団ないし結合との調整あるいは統合、同質的な利害あるいは異質的な利害のときの組織集団ないし結合内の相互作用や競争の種類と範囲である。

④ 最後に、組織集団ないし結合内の意思形成は当該の組織集団ないし結合によって異なってくる。メーラァによれば、組織集団ないし結合の成立が至高の行為力を強制するか否か、あるいはその意思形成で決定的に重要なことは自由な成員の自由な決議に基づいて成立するか否かということである。自由意思の相互決議の形態で決定されることは、経済政策の担い手の相対的な勢力状況いかんが組織集団ないし結合の成員の意思を形成することである。

このような範疇や範囲については、ゼラフィームの用語に倣い、さらにブリ

ュームレとメーラアの体系化に倣えば、経済政策の担い手に関して「成員活動型」の組織集団ないし結合と「誘導活動型」の組織集団ないし結合に対比できる。<sup>211)</sup>

① 「成員活動型」の組織集団ないし結合の特徴は、結合活動の担い手が結合的に組織された組織集団、すなわち、その成員が共同の意思形成方法で目的体系を定め、政策手段の投入を決定する点にある。組織集団ないし結合の誘導は主管官庁が行うにすぎない。主管官庁は執行機関として実施する。

② これに対して、「誘導活動型」の組織集団ないし結合の特徴は、この結合の誘導が多少とも自己の決定力で強制され、それに従って成員の活動が高められること、つまり組織集団ないし結合の誘導がこの場合には自発的に決定される点にある。

意思形成過程における全成員の積極的な参加の制限、すなわち、ブリュームレが名づけた「成員の構成意思」<sup>212)</sup>は一方では組織集団ないし結合の誘導側から、例えば、組織集団ないし結合の活動成果の保障と増大をめぐる利害では、状況条件いかんによって影響を受ける。他方では、成員の消極的態度はむしろ組織集団ないし結合の誘導活動を強化できる。その際、そのような消極的態度の動機は客観的方法や主観的方法で持つことができるものである。例えば、成員の集合を採せない時間問題や費用問題があるが、特定の複雑な問題やあらゆる結合作用におけるあきらめや無関心などもある。

①と②の中間に位置する型の組織集団ないし結合は「成員活動型と誘導活動型の同時的」<sup>213)</sup>組織集団ないし結合である。この結合には両者の力の均等が存在する。この場合の政策目的の決定とこの第三の型の組織集団ないし結合の決定は一般に共通している。<sup>214)</sup>

組織集団、結合、結合の誘導による同等の決定構成には特異性がある。

組織集団ないし結合が意思形成をする成員の活動や組織集団ないし結合の誘導の有利にあるいは不利に変わる場合、意思形成過程を広範に決定する勢力関係は変わりやすい。

そのような勢力関係の変わりやすさの原因はどこにあるのであろうか。その原因は人的勢力の要求、個々の成員ないし誘導的な担い手の社会的威信の損失、個々の成員の可変的な経済的社会的勢力状況の影響、他の組織集団ないし結合、例えば、政党、合法的で非公式のあるいは公式の勢力の担い手に対する人的結合などにあると考えられる。

個々の意思形成過程の遂行と目的体系に関して極めて多様に構造づけた組織集団ないし結合は民主的な意思形成の構成の目的間の幅では定まっている。

潜在的な政策目的の競合については、ゲフゲンと同様に、「個々の経済単位」は特定の経済量、特定分野の所属、競争状態、目的設定などを決定する場合に特別な利害を持つものであると仮定すれば、個々の経済単位は組織集団ないし結合の成員として利害に関連する。これに対して、組織集団ないし結合は個々の成員間の組織集団ないし結合の異質な利害も中核的な組織集団ないし結合に所属する結合間の組織集団ないし結合も「妥協」でつり合いが保たれる場合もある。

## 2 経済政策の目的の整序による目的体系、種類及び類別

政策目的を整序するのは、政策目的の性格を的確に把握する必要があるからである。この場合の「整序」とは、政策目的の階序を通じて政策目的の目的体系を①「目的ヒエラルキー」と②政策目的の分類視点に依拠して樹立しようとすることであるとみなしている。それによって政策目的の種類と代表的な論者の政策目的の慣用的類別を吟味・検討できる。

### (1) 政策目的の階序による目的体系

政策目的の階序を作り、経済政策の目的体系を構築するためには、本源的目的、副次目的、最上位の目的、中間目的及び目的規範のそれぞれについて検討し、それらの相互依存関係を明確にする必要がある。

政策目的は通例本源的目的から導かれるのではない。それは最上位の目的から導かれている。この最上位の目的が示す価値の一部には (i) 公正、秩序及び

欲求充足（ツィッソ）、(ii) 自由、公正、満足、安全及び福祉（ギールシュ）の組合せが入る。これらのいわば社会政策的関連価値に対応した政策目的の設定では極めて高い内容を要求すべきである。この要求は確定済みの規範的な政策目的の概念規定を再検討することである。例えば、「公正」はかつて積極的な人間らしさを求めるための原則（例。アダム・スミスの「同情心」など）として、つまり人道主義的な課題として把握できる価値である。しかし、他方では、自然的原則によれば、ある特定の「貢献原則」と結びついた分配規範としても解釈できる。

最上位の社会的価値の内容はどのようにして決めることができるのか。その決め方はむづかしい。それはダール（R. A. Dahl）リンドブROOM（C. E. Lindblom）のように「文化固有の価値秩序」<sup>215)</sup>に関連づけても解決できない。そうであるからと言って、そのような価値秩序とは何か。その定義を明らかにする必要がある。ここでは、主としてマックス・ヴェーバー（M. Weber）、ケルナー（H. Körner）、シラー（K. Schiller）、ピュッツ（T. Pütz）、キルシェン（E. S. Kirschen）、ゲフゲン（G. Gäfgen）、クローテン（N. Klöten）、オーム（H. Ohm）、トゥーフトフェルト（E. Tuchtfeldt）の所論に依拠してその定義だけでなく、政策目的の階序による経済政策の目的体系を明らかにしたい。

#### ① 本源的目的

最上位の社会的価値体系を説明できるのは、主として次の二つの場合である。<sup>216)</sup>

一つは、社会的諸価値と他の価値に対する個々の価値の諸関係が社会の政治的な部分体系における特定の機関で定義されるときに限る場合である。

もう一つは、その定義が当該社会の大多数の成員を受け入れるときに限るという場合である。

この受け入れ、すなわち、個人的な不一致があるとき、その根本的な仮定は特定の機関を正当であると認めることである。<sup>217)</sup> この認定は規範的勢力とも定義される権力に基づいているという意味で非合理的な認定である。合意による

認定ではないからである。

これに対して、合理的な認定は非合理的な意思行為に基づかず、当該者のコミュニケーション社会における特定の普遍的価値の認知に基づいている。この価値の根拠は他の事情が不変であるときに提議した規範が正しいか否かを検証して確認する「合意」から導かれる点にある。<sup>218)</sup> その規範については当該者の同意を受けられるが、通常一般の見解や経験に基づいて生じるので、合理的に動機つけた「合意」が成り立つ最上位の社会的価値には多様な空虚な形式のものであるという性格がある。このような性格の価値から政策目的が直接導かれることはあり得ない。しかし、個々の政策目的の内容及び政策目的の階序に関する決定が物的理由から反論される場合、所与の最上位の社会的価値に及ぼす関連づけを批判する場合に限るので、具体的な政策目的はこの最上位の価値に鑑みて解釈できるし、検証できる。

この意味で、最上位の社会的価値は経済政策活動に「直接」関連するものではない。実践的経済政策では、社会体制の部分体系である経済の組織と構造の特定の原則を把握する経済政策の「本源的目的」が重要である。そのような一般的な意義のある正しい様式の基本的な表現形式や表現方法は、通常具体的な物的事情や問題の複雑さには関連しないので、実践的経済政策活動の出発点とはならない。

本源的目的はむしろその適用に関連した具体化の段階面（副次目的、目的規範）と社会政策上の意図やもくろみに関して価値の決定を見つける側面との間を仲介するものである。<sup>219)</sup> それとともに、本源的目的は社会の間接的な価値から導かれる直接的な価値であると常に理解すべきものである。この理解こそは包括的な経済政策活動の重要な計画構成要素となるものであり、具体的な政策目的の設定を解明する可能性を開くものである。

本源的目的を経済政策の認定とみなした論究がある。それは厚生関数の分析である。この分析は慣習的に三つの概念、すなわち、(i)できるだけ良く、時間の経過につれて改善する財（生産物）の供給、(ii)できるだけ公正に認めた資

源配分及び収益の分配，(iii)できるだけ攪乱しない景気循環の発展で提議されている。これらの三つの定義には最上位の社会的価値である公正，厚生，安全などが含まれるので，そのような定義の相互関係は容易に認めることができる。しかし，これらの定義は経済政策活動の構成要素となる政策目的の決定には適用できない。厚生関数で表わした本源的目的は計量化できないからである。そうであるのに，経済政策活動の根本的な主題ともなる「本源的目的」の存在意義はその異論に基づいていない。

このようなことからみても，本源的目的には何よりもまず社会的諸価値から導かれる様々な一般的原则が含まれている。厚生 of 極大化，個別経済計画の市場に関連した調整力などの決定も本源的目的に入ることである。<sup>220)</sup> 公共財と民間財は相互に明白に区分できない場合があるが，このことは純粋に経済的に範疇を支えた決定を行わせるので，外部効果のない市場調整可能な活動とまったく経済的な評価を定められない外部効果を持つ活動の間には限界があるからである。その区分をするためには，経済的価値や社会的価値を考慮する必要がある。<sup>221)</sup> 最上位の価値である自由，公正，厚生(福祉)の間の政策的評価に鑑みて，本源的目的は経済政策も根本的に決定するものであるからである。

## ② 副次目的

前述の「本源的目的」はある所与の問題状況に基づいて経済政策の「副次目的」を定義する場合に改めて明らかになる目的である。経済政策は様々な方法の戦略面を表わす必要があるので，例えば，「福祉」は実質国民所得の極大，高い雇用，公正な所得分配，消費選択の自由を伴う機能的な市場メカニズム，自由な労働組合活動などの「部分目的」などとの関連において解明できる目的である。<sup>223)</sup>

既述の本源的目的は包括的ではあるが，特定化されている目的ではない。これに対して，「副次目的」は特定の経済問題の領域に関連する目的である。その問題領域はどのように解釈されているのであろうか。

それは政策「目的の目録」に示されている。ピュッツによれば，47の副次目

的がある。<sup>224)</sup> これらの目的概念は経済成長や景気循環の安定のようなマクロ経済諸量、農業における所得パリティのような産業部門的に、あるいは地域的に限定された目的から最低賃金や投資促進のような相対的に細かい規範に至るまで示されている。

そのため、実際に存在する副次目的は次の特定の基準に基づいて階序づけが試みられている。

(i) ピュッツの基準、すなわち、「概念の範囲」によれば、副次目的は経済成長目的、雇用目的、分配目的、構造目的、物価目的及び外国貿易目的などで表わされている。<sup>225)</sup>

(ii) キルシュンの基準、すなわち、「実際の優先順位」によれば、副次目的は下位目的で表わされている。<sup>226)</sup>

(iii) キルシュンの基準、すなわち、「重要な諸問題の期間」によれば、副次目的は経過目的と構造目的で表わされている。<sup>227)</sup>

(iv) ゲフゲンの基準、すなわち、「経済的機能範囲への所属」によれば、副次目的は生産目的、分配目的、安全目的ないし安定目的、構造目的及び秩序目的で表わされている。<sup>228)</sup>

これらの目的目録は3人の論者独自の意図で考えられているものである。(i)から(iii)までの秩序提案には任意性という欠点がある。機能範囲に基づく秩序は十分なものと思われる。この点は大抵の場合重要な政策手段の投入にも目的規範の定義にも答えることになるので、何に関心があるのかについて経済政策の担い手が持つ特定の機能に関連していることがわかる。もちろん副次目的の秩序は実践的経済政策における特定の機能領域に所属することであるが、実際には維持されている秩序である。<sup>229)</sup> 生産目的と分配目的の区別、これらの目的と安定目的との区別、安定目的と構造目的、秩序目的との区別などについては、具体的な経済政策問題を考察する場合、それほど意味のあることではない。生産の影響は常に分配効果、循環作用及び構造変化をもたらせるし、少なくとも長期的には経済秩序にも影響を及ぼすであろう。

経済体制の唯一の機能領域間の相互依存関係を無視すれば、経済政策活動を縮小する実際の所与の体制相互について意図しない副次効果が現われるので、また包括的な問題領域を制限すれば、実質的な非両立性（非整合性）と社会的競合の克服を避ける回避戦略の展開に役立つであろう。両者は「合理的経済政策」（別稿を参照）の意味では望ましくない。そのため、機能領域の基準による副次目的の秩序とともに、追加された基準として時々重要な問題分野を取り入れるべきである。機能領域間の諸関係は様々な具体的な場合には異なっているからである。個々の場合には五つの機能領域間のありとあらゆる関係は明示されていないし、検討もされていない。例えば、政策目的である「物価の安定」や「雇用の安定」が政策手段を十分に投入して実現すれば、短期では分配も生産もそれらの目的によって強制的な影響を受けるであろう。これは問題である。長期では同様に構造効果が考えられる。この場合には本源的かつ一般的に作用し、政策手段だけが投入されている。この点だけを見ても、安定効果の重要な問題領域は物価効果、生産効果及び分配効果に限定されていることがわかる。

このように設定した重要な問題領域に「部分目的」が含まれるわけである。この部分目的はその必要性に従って階序されるから、部分目的間の諸関係を検討する必要がある。その部分目的の階序はまだ部分目的間の諸関係の議論を通じて確定していない。優先順位の設定は不必要となるからである。部分目的が理論的先験的な評価に基づいて「調和」あるいは「一致」が明らかになるからである。この例の政策目的は「経済成長」と「完全雇用」である。

二つのあるいはそれ以上の政策目的間の「調和」関係あるいは「一致」関係を前提しない場合には、優先順位の固定はむつかしくこみ入っている。この例として、他の二つの政策目的である「物価の安定」と「国際収支の均衡」を挙げることができる。

これらの四つの政策目的をオームは「魔法の四角形」と名づけている。<sup>230)</sup>しかし、「物価の安定」、「完全雇用」の二つの政策目的の組合せにも、無条件に新たに「調和」関係を仮定することはできない。この場合には、補助規範として実



際の階序規則が必要であるが、それに従って時々そのような部分目的を直接実現すべきである。他のあらゆる部分目的は当然のことながらこの状況と結びついた優先順位に従って従来よりも大きく扱うべきである。<sup>231)</sup>

しかし、そのような実際の階序規則は根本的に正しい優先順位を設定できるとは限らない。そのため、「部分目的の競合」をどのように考えて扱うのか、また短期的に及び長期的にみた場合、他のあらゆる政策目的を相対的に無視すれば、どのような結果が生じるのか。これらの問題点については明白に説明されていない。今のところそのような階序規則は不十分なものである。この階序規則は問題領域の副次目的と結びついている特定の本源的目的を明確に否定するからである。部分目的を解明する場合に補助規範を仮設的に設定すれば、この価値に結びついた階序規則を用いて部分目的である完全雇用を目的体系の上位に階序できる優位性を認める必要がある。そうであるとしても、価値に結びつけた階序規則は本源的目的と上位の価値の階序の領域でも明白に説明されていないので、その階序規則はそのような解釈問題の解決には役立っていない。経済政策の目的体系が社会政策の観点から正しくあるべきこと、具体的な目的規範と行動計画の設定に必要な実際の階序規則を適用する際に、そのような観点から十二分に考慮できないために生じる困難を避けるのに役立つものと思われる。その階序規則には明確な社会政策の意図が含まれるので、この意図を生かせば、役立つものと思われる。一つの部分目的が価値に結びついた階序規則を用いて中間目的として決められている場合、他の部分目的に影響を与える尺度を記述した副次的条件の設定が肝要である。中間目的が大抵の場合最大限に満たされていないからである。やはり問題領域に含まれるあらゆる政策「目的の束」が十分に解明されていないからである。この意味で、問題領域に関連した副次目的の体系には副次目的の実現に必要な部分目的が含まれる。この部分目的を決定し、部分目的間の関係を原則として説明する場合、その他の目的は中間目的の実現に関わる副次的条件として作用する。

### ③ 目的規範

政策目的の重要な問題領域には限界がある。この限界は、副次目的間の諸関係が分析されていないこと、政策目的間の関係を関数で表わした政策「目的関数」が操作できるのか否か保証されていないところにある。政策目的は具体的に設定すべきであるから、政策目的はこの目的の実現のために投入した政策手段の影響を実際に受ける諸事情に関連している。

それは副次目的の面では常にそのような場合でなくても良い。多くの副次目的はやはり抽象的であるので、また投入可能な政策手段には制約があるので、副次目的を直接実現させることはできない。そのため、個々の副次目的を直接実現できるように導くことが必要である。また、「政策作用」の接近方法を示す経済諸量を決めることも必要である。そのような補助量をケルナー (H. Körner) は「中間目的」(Zwischenziel) あるいは「段階目的」(Stufenziel) と名づけている。<sup>232)</sup> この目的の実現は本源的に設定した「副次目的」はある特定の時間内で投入可能な政策手段で影響を受ける具体的な諸事情に関連するものである。そのため、政策目的を具体的に実現できるか否かは投入する政策手段いかんによって決まる。この「政策手段の重要性」<sup>233)</sup> を強調すべきである。この例としては、一般的な副次目的 (Sekundärziel) の一つである「完全雇用」が該当する。それは「中間目的」である。「投資需要」、「消費需要」、「構造伸縮性」に起因しないからである。それらは直接影響を与えていない。それらは間接的に他の補助量である「貨幣量」、「可処分所得」と関連して影響を与えている。

政策目的を具体的に実現していく場合、実際に操作可能な政策目的を決定していく過程では、その政策目的とその実現のために適当な政策手段を対比させることができるのであろうか。それを検討する必要がある。この検討は重要な政策手段の相互関係を考察して行うべきであり、個々の政策手段の投入の際の制度的制約も考慮して行うべきである。しかし、経済政策の確定した政策目的と政策手段との関係が実際に有効であるか否かを検討することではない。つまり、政策目的と政策手段の適合性を検証することではない。そのため、政策手段の相互関係をできるだけ明白に量的に叙述し、その諸関係を経験的に再検討

する必要がある。

以上のことからみても、政策目的の具体的な実現は政策目的が量的な「目的規範」の形態で論理的に説明できる場合にこそ完全に成り立つことである。このことは、(i) 絶対的水準（例。重要な期間における財やサービスの政府需要）の決定、変化率（例。日銀の貨幣供給量の増加）の決定、極端な数値（例。企業者の分配状態とそれに基づく雇用が増加すべきでないこと）の決定を通じて実現することができる。

それでは「目的規範」の設定はどのような場合に可能であろうか。それは経済政策のある所与の目的体系がすでに十分に操作できるか否かという問題がある場合に可能である。政策目的の実現を統制するのに必要な不可欠の前提も特定の政策手段の投入で表わすことができる。つまり、その作用すなわち政策目的の実現度の成果が大きいほど、指標値すなわち量的に設定された「存在」状態と目的規範で代表される「当為」状態との差はますます小さくなる。投入する政策手段の正確な定義から特定の確定した政策目的の実現度の大小はこの政策手段の量的で質的な性格いかんによって決まってくる。量的な目的規範の設定、それに属する指標及び政策手段の変数は当面取り上げることではない。操作可能な政策目的を設定する場合には、政策目的と政策手段の関係は事前に計画可能なものとなり、事後的に統制可能なものとなると同時に、少なくとも「技術的合理性」<sup>234)</sup>の基準に基づけば判断しやすい。例えば、賃金引上げの規範を財政政策の手段で確定するためには、特定の組織集団ないし結合で他の組織集団ないし結合に基づく基準ないし尺度を十分に確定すべきである。

#### ④ 政策目的の階序（目的ヒエラルキー）

政策目的の階序すなわち目的ヒエラルキー（Zielhierarchie）は本源的目的（Primärziel）、一般的な副次目的、特殊な中間目的及び目的規範（Zielnorm）から成り立つものであるが、比較的複雑なものである。<sup>235)</sup>とりわけ、これらの目的の階序はかなり広範な目的を副次目的に起因させる場合に成り立つものである。<sup>236)</sup>

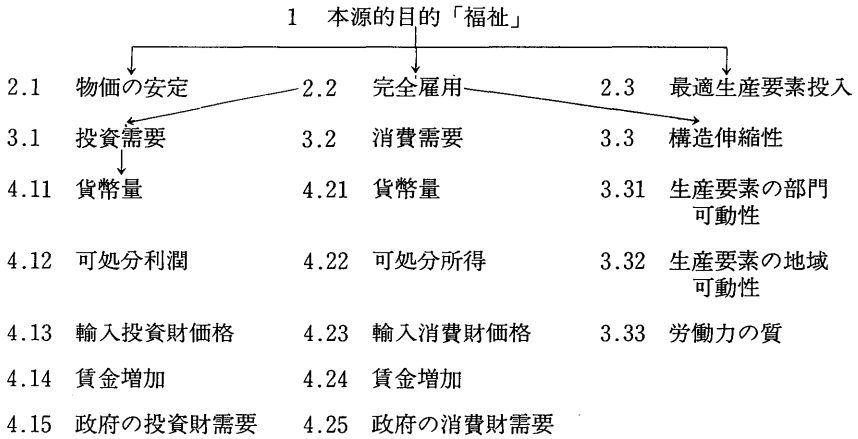
本源的目的である「福祉」から雇用状況の目的を導くことができる。この例では、政策目的の階序における政策目的の高低はまったく制限されていない。ミクロ経済領域における作用が導入されず、かなり広範な問題領域に関連した政策目的との相互関係が明示されているにすぎないからである。

いま、ある政策目的の階序から作られ、実際に操作可能な「目的規範」に起因している場合を考える。かなり広範な問題はある中間目的から導かれるあらゆる特定化した中間目的と目的規範が相互に一致しないことから生じている。このような中間目的は単にその導出段階の成果に対して、メーラのように「形式的見方」<sup>237)</sup>をする場合には、同じ階序に位置づけられる目的である。その中間目的は技術的視点でも組織集団ないし組合の利害状態について様々に位置づけ、階序をつけることができる。そのような場合には「競合する」中間目的<sup>238)</sup>の技術的含意、理論的含意及び社会的含意を同等に評価するためには、どうすれば良いのであろうか。そのためには、どのような目的規範を実際に経済政策活動計画の関係諸量として認めるべきであるかを決める必要がある。

例えば、図4-1のように、雇用政策の「目的規範」を導く場合には、まず中間目的である完全雇用から導かれた「中間目的」と形式的に同じ階序であるとケルナーは考えている。<sup>239)</sup>雇用状況が現行の生産能力が需要を下回るか否か、また企業が未収益と感じた利鞘の現象に起因しているか否かなどによって左右される場合には、本源的に求める「中間目的」は消費需要の活発化か投資需要の拡大かのどちらかであるとみなすことができる。物的状態の解釈問題すなわち「評価問題」では、重要ないくつかの「目的規範」が確定されている。つまり、消費需要が問題であれば、賃金や俸給の増加、消費財価格の下落を上回っている可処分所得の増加や政府需要の増大を提案する必要がある。投資需要は利潤や法人税の減少、生産手段の価格下落、売上価格が一定のときの利子と賃金を上回るとき増加する。貨幣量の影響は二つの中間目的を同等に促進する。

中間目的を除外する場合には、立ち入って論じるつもりはない。目的規範も通常間接的な循環効果について補完する。そればかりか、特定の論理的整合性

図4-1 本源的目的「福祉」から雇用政策の目的規範を導出すること



資料：Körner, H., *Theoretische Grundlagen der Wirtschaftspolitik*, 1977, S. 35 (ケルナ  
ア, H., 『経済政策の理論的基礎』ケルン, 1977年, 35頁。)

(注) 1は本源的目的, 2は一般的な副次目的, 3は特殊な中間目的, 4は目的規範を表  
わしている。

があることに注意すべきである。当該の組織集団ないし結合の利害を考慮しな  
がら価値に結びつけた階序規則に関連づけて再び組み入れる必要がある。

このような政策目的の導出と具体化は、経済政策の意図の具体的な叙述と並  
んで、経済政策の計画策定と技術と社会政策的に政策目的の質も考慮した特定  
の決定を図ることを意味するものである。

#### 注

138) ~140) Hutchison, T. W., op. cit., p. 124 ; 邦訳書, 217頁。邦訳書の恩恵は計り知れな  
いが、引用文は筆者の訳文である。

141) Giersch, H., *Allgemeine Wirtschaftspolitik*, Wiesbaden, 1960, S. 22.

142) Hutchison, T. W., op. cit., pp. 121-187.

143) Pütz, T., 1948, S. 80.

144) 同上。

145) 同上。

- 146) Philippovich, E. von, a. a. O., S. 9.
- 147) Pütz, T., a. a. O., 1948, S. 84.
- 148) Pütz, T., a. a. O., 1948, S. 83, S. 84.
- 149) Hutchison, T. W., op. cit., p. 159; 邦訳書, 247頁。
- 150) Ohm, H., a. a. O., S. 29.
- 151) Pütz, T., a. a. O., S. 46. この頁にその意味の叙述がある。「経済学的考察は国民経済に内在する究極目的の一つを非常に良く示すことができるし、この存在当為な究極目的から経済政策もその正当性を判断することができる。」
- 152)~156) Pütz, T., a. a. O., S. 52.
- 157) Pütz, T., a. a. O., S. 78.
- 158) Pütz, T., a. a. O., SS. 84-85.
- 159) Seraphim, H. -J., a. a. O., S. 339.
- 160) Krüger, R., a. a. O., S. 18.
- 161) Krüger, R., a. a. O., S. 39.
- 162) Krüger, R., a. a. O., S. 40.
- 163) Krüger, R., a. a. O., SS. 35-38.
- 164) Krüger, R., a. a. O., S. 47.
- 165) 政策目的の相互関係が一致する場合は「調和」とであると定義されている。Pütz, T., a. a. O., S. 19, S. 80, S. 87.
- 166) Jöhr, W. A. und Singer, H. W., S. 147.
- 167) Krüger, R., a. a. O., S. 30.
- 168) Ohm, H., a. a. O., S. 58.
- 169) Pütz, T., a. a., O. S. 19.
- 170) Pütz, T., a. a. O., S. 19.
- 171) Pütz, T., a. a. O., S. 86.
- 172) Pütz, T., a. a. O., S. 87.
- 173) Jöhr, W. A. und Singer, H. W., a. a. O., S. 147.
- 174) Ohm, H., a. a. O., S. 59.
- 175) Seraphim, H. -J., a. a. O., S. 149.
- 176) Schiller, K., a. a. O., S. 65.
- 177) Gäfgen, G. (Hrsg.) *Grundlagen der Wirtschaftspolitik*, Köln, 1963, S. 128.
- 178) Würigler, H., „Die oberste Zielsetzungen der Wirtschaftspolitik“, *SchZ*, Jg. 96. 1960, SS. 195-227, insb. S. 196.
- 179) Tuchtfeldt, E., „Wirtschaftspolitik“, *HaWW*, Bd. 9, 1988, S. 199. ドイツ語文献の究

極目的 (Endzweck) は英語文献の ultimate goal, prime goal と同義である。「政策手段ともなる政策目的」はドイツ語・英語文献では instrumentale Ziele, instrumental goal で表現されている。

- 180) Tuchtfeldt, E., a. a. O., 1988, S. 206.
- 181) Giersch, H., a. a. O., S. 85.
- 182) Schachtschabel, H. S., a. a. O., S. 73,
- 183) Pütz, T., a. a. O., S. 1948, Eucken, W., *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, 4. Aufl., Tübingen, 1968, S. 179, S. 245, Dahl, R. A. and Lindblom, C. E., „Sieben Grundziele der Gesellschaftsgestaltung“, in Gäfgen, G. (Hrsg.), a. a. O., SS. 211-236. Meinhold, W., a. a. O., Teil 2, 1955, SS. 232-276. Boulding, K. E., *The Principles of Economic Policy*, Engelwood Cliffs, N. J., 1958, pp. 21-130; 内田忠夫訳『経済政策の原理』東洋経済新報社, 1960年, 22-122頁。Seraphim, H. -J., a. a. O.. Hoffmann, W.G., „Allgemeine Wirtschaftspolitik“, in Hax, K. und Wessels, T. (Hrsg.), *HdWW*, Bd. 2, 1966, SS. 161-194. Weddigen, W., *Grundzüge der allgemeine Volkswirtschaftspolitik*, Wiesbaden, 1966, SS. 40-120; 矢島鈞次, 渡部茂訳『現代の経済政策原理』春秋社, 1979年, 45-120頁。Kirschen, E. S. u. a., op. cit.. Schachtschabel, H. G., a. a. O., 89-92. Zinn, K. G., a. a. O., SS. 50-106. Pütz, T., a. a. O., 1971, SS. 42-49, Werner, J., „Über wirtschaftspolitische Ziele“, *SchZ*, Bd. 107, 1971, SS. 359-381, Gäfgen, G., a. a. O., 3, Aufl., 1972, SS. 1-94. Ohm, H., a. a. O., Bd. II, 3. Aufl., 1974, SS. 13-213. Preiser, E., *Wirtschaftspolitik heute*, München, 1974, S. 11-216. Teichmann, U., a. a. O., SS. 49-118. Tuchtfeldt, E., a. a. O., SS. 192-235.
- 184) Tuchtfeldt, E., a. a. O., 1987, S. 188.
- 185), 186) Pütz, T., „Die wirtschaftspolitischen Konzeption“, in Seraphim, H. - J. (Hrsg.) *Zur Grundlegung wirtschaftspolitischer Konzeptionen*, Berlin, 1960, S. 11. Giersch, H., a. a. O., S. 44, S. 135.
- 187) Klotten, N., „Utopie und Leitbild im wirtschaftspolitischen Denken“, *Ky*, Bd. 20, 1967, S. 334.
- 188) Klotten, N., a. a. O., S. 337.
- 189) Klotten, N., a. a. O., SS. 331-333.
- 190) Mehler, F., a. a. O., S. 84.
- 191) Mehler, F., a. a. O., SS. 89-91.
- 192) Pütz, T., a. a. O., 1960, S. 12.
- 193) Pütz, T., a. a. O., 1960, SS. 20-22.
- 194) Pütz, T., „Zur Typologie der wirtschaftspolitischen Systeme“, *JfS*, Bd. 15, 1964, SS.

- 131-159, insb. S. 138.
- 195) Molitor, B., „Theorie der Wirtschaftspolitik“, *HjWuG*, 8. Jahr, 1963, SS. 81-102, S. 86.
- 196) Eucken, W., a. a. O., SS. 241-253.
- 197) Pütz, T., a. a. O., 1960, S. 13.
- 198) Giersch, H., a. a. O., SS. 44-45.
- 199) Pütz, T., a. a. O., 1960, S. 13.
- 200) Neuhauser, G., „Die wirtschaftspolitische Konzeption als Problem der theoretischen Wirtschaftspolitik“, in Seraphim, H. -J., a. a. O., 1960, SS. 23-58, insb. S. 58.
- 201) Pütz, T., a. a. O., 1960, S. 14.
- 202) Schachtschabel, H. G., a. a. O., S. 105, S. 106.
- 203) Mehler, F., a. a. O., S. 112.
- 204) Pütz, T., a. a. O., 1960, S. 11.
- 205) シャツハトシャーベルは「非弾力的な構想」と「弾力的な構想」を区別し、「経済政策構想の弾力性のもとで」現実の経済状況の永続的変化を考えている。Schachtschabel, H. G., a. a. O., SS. 38-39.
- 206) Werner, J., *Die Wirtschaftsverbände in der Marktwirtschaft*, Zurich und St. Gallen, 1957, SS. 186-187.
- 207) ヘンゼル (K. P. Hensel) は個々の利害 (Einzelinteressen), 個人的利害 (Individuelle Interessen), 社会的利害 (Sozialinteressen) を対比させている。Hensel, K. P., „Über wirtschaftliche und wirtschaftspolitische Willensbildung und Willensverwirklichung in verschiedenen Ordnung“, in Seraphim, H. -J. (Hrsg.), *Probleme der Willensbildung und der wirtschaftspolitischen Führung*, Berlin, 1959, SS. 11-48, insb. S.46.
- 208) Mehler, F., a. a. O., SS. 126-127.
- 209) Blümle, E. B., „Zur Zielproblematik der Wirtschaftsverbände“, *JfS*, Bd. 16, 1965, S. 339.
- 210) Buchholz, E. H., „Elemente verbandsinterner Willensbildung“, *SchJb*, 85, Jg., 1964, SS. 537-538.
- 211) ブリュームレの用語では, 「成員活動型」結合 (Verbände der mitgliedeesaktiven Typen), 「誘導活動型」結合 (Verbände der Leitungsaktiven Typen) である。③と④は Blümle, E. B., a. a. O., SS. 337-342, による。
- 212) ブリュームレの用語では, 「成員の構成意思」(das Gestaltenwollen der Mitglieder) である。Blümle, E. B., a. a. O., SS. 337-342, による。



- 213) ブリュームレの用語では、「誘導活動と成員活動の共通の型」(Typ simultaner Leitungs-und Mitgliedsaktivitat) である。
- 214) Blümle, E. B., a. a. O., S. 341.
- 215) Dahl, R. A. and Lindblom, C. E., op. cit., p. 58.
- 216) ~219) Körner, H., *Theoretische Grundlagen der Wirtschaftspolitik*, Köln, 1977, S. 27.
- 220) Körner, H., a. a. O., S. 28.
- 221) Körner, H., a. a. O., S. 29.
- 222) Schiller, K., a. a. O., S. 216.
- 223) Schiller, K., „Neuere Entwicklungen in der Theorie der Wirtschaftspolitik“, in Schiller, K., *Der Ökonom und die Gesellschaft. Das Freiheit und das soziale Element in der modernen Wirtschaftspolitik*, Stuttgart, 1964, SS. 35-47, insb. S. 44.
- 224) Pütz, T., a. a. O., 1971, S. 39.
- 225) Pütz, T., a. a. O., 1971, SS. 42-50.
- 226), 227) Kirschen, E. S., et all, op. cit., pp. 18-19.
- 228) Gäfgen, G., a. a. O., 1972, SS. 16-33.
- 229) Körner, H., a. a. O., S. 30.
- 230) Ohm, H., a. a. O., S. 73. トゥーフトフェルトは「完全雇用」, 「物価水準の安定」, 「国際収支の均衡」を「安定目的の魔法の三角形」(das magische Dreiecke der Stabilitätsziele) と名づけている。Tuchtfeldt, E., a. a. O., 1988, SS. 177-182.
- 231) Körner, H., a. a. O., S. 31.
- 232), 233) Körner, H., a. a. O., S. 32.
- 234) 「技術的合理性」は「価値的合理性」, 「現実的合理性」とともに「合理性原則」を構成する三つの基本要件である。合理性原則は政策目的の設定を中心とした経済政策の体系を樹立するために必要な原則である。技術的合理性は合理性原則を構成できる手段となるものであり, その政策体系の「実現可能性」を左右するものである。なお, 価値的合理性は合理性原則を構成するための究極価値を持ち, 政策体系に対して「規範的拘束性」を持つものである。現実的合理性は合理性原則を構成するための現実の事情を示し, 政策体系の「現実適合性」を与えるものである。野尻武敏『一般経済政策論』有斐閣, 1965年, 133頁。
- 235) Körner, H., a. a. O., S. 34.
- 236) Tuchtfeldt, E., a. a. O., 1988, S. 164.
- 237) Mehler, F., a. a. O., SS. 84-87.
- 238) Ohm, H., a. a. O., SS. 77-81.
- 239) Körner, H., a. a. O., S. 35.

頁	行	誤	正
48	4	(28) 議会の会期中,	(28) 議会の会期や,
66	最終行	資料: <u>本章の注</u> で示した	資料: <u>本節の注183)</u> で示した
88	23	169) Pütz, T., a. a. <u>0.S.19.</u>	169) Pütz, T., a. a. <u>0., S.19.</u>
89	8	S.179, S.245, Dahl, R.A.	S.179, S.245, Dahl, R.A.
//	16	Kirschen, E.S. <u>u.a., op.cit..</u>	Kirschen, E.S. <u>et al., op.cit..</u>
//	17	SS.42-49, Werner, J.,	SS.42-49, Werner, J.,
//	18	Bd.107, 1971, SS.359-381,	Bd.107, 1971, SS.359-381,
//	最終行	<u>Systeme, JfS, Bd.15, 1964.</u>	<u>Systeme", JfS, Bd.15, 1964.</u>
91	14	Kirschen, E.S., <u>et all, op.</u>	Kirschen, E.S., <u>et al., op.</u>
96	14と15の間に挿入		(4)財の自家勘定生産
232	7	1/6 <u>11/2</u> 1 2	1/6 <u>1/2</u> 1 2
233	8	Wを改変前の <u>行列をA.</u> と	Wを改変前の <u>行列A.</u> と